

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年6月7日(金)
- 2 場所 大津合同庁舎3階 3A会議室
- 3 議題 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、和田委員(副会長)、青野委員、奥村委員、平山委員、水原委員、皆川委員、井上専門委員、山崎専門委員

5 議事概要

(事務局)

事業概要(資料1)について説明。

(事業者)

審査会意見、長浜市長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料2から5)について説明。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆さまからご意見があればお願いします。

(委員)

資料2、番号1、動物・植物。鹿の広がり具合について、具体的にどのような地点で調査を行うのか。事業者見解の2段落目、また以降の表現は、どういうことを言われているのか。調査を行うのか。

(事業者)

カッコ内の表見のとおり、山門湿原付近から対象事業実施区域にかけての幾つかの地点を設定し、調査を実施します。

(委員)

資料2、番号2、水質。残土の発生は想定していないと見解をだされているが、造成時の、切土と盛土について、仮置した際に、降雨により濁水の発生のおそれがあり、適切な表現ではない。その防止のためにどのように準備されるのか。

資料2、番号3の水質。アクセス道路からの濁水の影響について、事業者見解「詳細な事業計画が固まっていく中で、常時流水に近い位置での改変が想定される場合は予測評価を実施します」とあり、当初から具体性が見えにくいと意見があった。今回の方法書において具体的な評価方法について、現段階での説明を求める。

(事業者)

現在、改変区域図が示せないため、現地点では、具体的な回答は示せない。

詳細な事業計画において、事業区域の設定や尾根を中心とした風車の配置や道路造成については、地元や行政と相談しながら着手しようとしている段階で、この区域の中で何基、風車が設置できるか見極めていこうとしているところ。

(委員)

風車の下のヤードからの影響を個々に評価しようとして、詳細が決まらないから評価方法が示せないということだけでなく、対象事業実施区域全体からの影響の評価方法を示す考え方がいるのではないか。

(事業者)

風車の配置を決めることから計画するため、風車の組み立てヤードを設置し、ヤード間の道路造成するため、ヤード中心の説明になったが、今後、風車の設置案を具合化するなかで、全体として評価をしていく。

(委員)

資料3の11、水質。3月20日の意見、沈砂池の設置についての考え方の回答についても、風車を設置するところのヤードに沈砂池を設け、どう流すかを検討するとある。しかし、本来、影響を回避する流し方となるようなところに、沈砂池を設置するという考え方が必要でないか。

(会長)

ヤードとは。

(事業者)

ヤードとは、風車を組み立てる場所で、風車は支柱1点で、その回りにヤードを設置する。その中に、沈砂池を設ける。十分でない場合、それ以外にも沈渣池を設ける。他の現場でも行った例はある。地形測量して、風車の配置を決め、必要最低限のヤードを決め、関係行機関と、滋賀の場合は、林地開発許可の手続きがあるためその許可基準に照らし、事前相談し設けていく。

(会長)

風車を設置する場所を優先して決め、環境に配慮して、他の場所や施設を決めていくという考えでよいか。

(事業者)

ただ、影響有りとなる場所には風車を置かない。

(会長)

資料2の2、水質。事業者見解、降下ばいじんの予測実施にあたり、評価基準として10トン/(km²・月)としているが、これは、スパイクタイヤによる粉じんや、昭和30年代の工業地帯に、降下ばいじんが落ちてきた時代の話であり、大気の観点からは止めた方がよい。1平方メートル、1日当たり、0.33グラムと小さな数値に思われるが、そうではなく、河川流域にどれだけの量が入ってくるかという示し方をしないと、評価できない。そのような説明を考えてください。

審査会としては指摘しませんが、できれば基準値を見直してください。

(委員)

資料2の15、文化財。事業者見解で、市や文化財の担当者へヒアリングとあるが、地元の方へのヒアリングも重要と思う。山に対する利用など、例えば、祭礼に必要なものを山にとりに行くなど、地元の人に確認する。栃の木遺跡については、現にある遺跡だが、埋蔵文化財は、これから出てくる可能性がある。これから出てくる可能性があるものについて、長浜市と協議されたい。

(会長)

資料2の14、15、文化財、伝承文化については、現況の調査はするけど、アセスとしての調査、評価は、項目選定まではしないということか。

(事業者)

現状はそうです。

(委員)

資料4の1、事業者見解(再)で、沈砂池や土砂流出防止策の設置等の環境保全措置について、今回初めて事業計画に反映させるとあるが、沈砂池を増設および変更することなら、具体的に丁寧に記述し回答された方がよい。

(事業者)

その理解です。

(会長)

資料4の6、長浜市長の意見。新たな事業が生じた場合には、について、前回の審査会では、近隣の別の事業について、であったが、今日は、別の事業ではなく、と説明された。近隣の別の事業の計画は把握されているのか。

(事業者)

環境影響評価の方法書が出されていることを把握しており、前回の審査会では事業が動きだしたらとの前提で記載したが、確認したところ、新たな動きがないとのことから、変更して記載した。

その方法書の事業は、当事業から北西方向の福井県側の事業のことで、敦賀市の審査会意見を混同して新たな累積影響と捉えてしまった。

(会長)

それでは、鳥類のことについて。

(専門委員)

イヌワシが、改変後に誘引されることについての的確な影響評価の意見について、調査方針、姿勢は示されたが、具体的な調査方法は示されていないため、このままでは無理である。改変地域に、猛禽類がどの程度の頻度で出現するかを記録するというだけの調査範囲で、そこから衝突確率を出すというもの。

知事意見では、改変後に、今と違う環境においてイヌワシがやってきて、衝突する確率があるので、それを的確に影響予測評価を下さいというもの。これに対し、問題なのは、資料2の6番。事業者見解の2段落目の後半、「対象事業実施区域周辺を利用するイヌワシの採餌行動の特徴を把握できる調査体制を追加します。」とあるが、具体的な調査体制が書かれていない。その次の「イヌワシの営巣地を中心とする行動圏の内部構造を把握するに足る調査範囲を新たに設定し」とあるが、調査範囲が示されていない。

滋賀県知事意見として、「その1つがいが事業実施想定区域の近傍に営巣し、その行動圏が同区域を含む範囲に広がっているものと推測されている」と述べられている。水資源機構の調査もある、調査員に日本イヌワシ研究会の方もおられ、この地域に詳しい方が調査に加わっておられることから、ほとんど分かっているはずで、おおよその調査体制が出せるはず。しかし、出さずにここでは姿勢だけとなっている。次の準備書が出来た際に、この姿勢で調査を行いましたとの結果になってしまう。知事意見では、イヌワシもクマタカも、同じ重要な希少猛禽類として両者に保護の必要を言っている。事業者も、意見に従いますと言っているが、方法書に記載されているのは、クマタカで、イヌワシについては、記載がない。方法書を出すのは時期尚早であった。

滋賀県にはイヌワシは、4つがいしかいない。個体単位の保護が必要である。するとバ

ードストライクが、非常に大きな影響を及ぼす。釜石で例がある。

方法が全く書かれてない方法書を認めるわけにはいかない。生息・営巣していることが分かっていることに基づいた調査体制、調査範囲を示さない限り、多少の変更があったとしても、方法書としての体をなしていない。

資料2の13番。事業者見解で、「本事業における対象事業実施区域の伐採エリアがイヌワシを誘引する可能性の有無等については、現地調査結果とダム事業に関連した猛禽類の既往調査結果を踏まえて」とあるが、この現地調査結果を、どのように行うのか提示してもらわねば、準備書の段階で評価できない。

方法書を差し戻すことはできないが、具体的な調査体制、調査範囲を出してもらわない限り、準備書には進めないと思う。

(会長)

6番の調査体制、調査範囲、13番の現地調査結果をどのように行ったか、事業者の方から、現状で答えられることを答えてください。

(事業者)

踏み込めた説明ができてないことは確かです。営巣地があり、行動圏がかかっているとの想定であれば、イヌワシの行動の特徴を考え、定点の設置、調査範囲を示すことが出来たと思う。今回、踏み込めた説明ができなかったことはお詫びする。

(専門委員)

本来、方法書の段階で、何らかのかたちで担保されて、調査に進まないで準備書の時に、これではだめですとなるおそれがある。ほとんど分かっているはずのところを、なぜ隠すのか。このまま行くと崩壊的になって、希少猛禽類の調査範囲にやってくるイヌワシ、クマタカ、その他の猛禽類をカウントしました。出現頻度はこれだけだ、答えが見えている。知事意見で、具体的にイヌワシに関しては、環境改変後の影響についても、的確に予測および評価することとある。これをどう担保するのか、これがない限り、先には進めないと思う。我々の責任になるので困る。どうゆうかたちで担保されるのかを考えてもらいたい。

(事業者)

イヌワシの調査体制、改変後の評価について、今は、考え方として評価をするとは書けていない。実際に、どのような調査をするか、担保するのは書けていない。

実際に生じている釜石で、改変前と改変後で飛翔がどう変わったかを調査したいが、他事業所のため過去との比較がどこまでできるか約束できない。ただ、調査方針に入れる必要はあった。

(専門委員)

釜石は現に起きているので、多くの分析、解析がされている事例です。そういうことが二度と起きてはいけないので、気象協会で、新たな予測方法にチャレンジすることも必要でないか。知事意見で、的確に影響調査すると書かれているのに、試案も示していない。13番の事業者見解の現地調査をどのように行うのかを示さなければならない。調査の体制と範囲がない。

(事業者)

どこまで出来るかは難しいかもしれないが、評価の全体像を示し、既存の事例の分析と当該地の現地調査の方法を具体的に書かねばならない。その結果と、予測評価に結び付けていくのかの全体像がなかった。その当たり、この後、全体像としてのプランを示したい。

(専門委員)

事業者が、全体像プランを示す必要があるとの発言があったので、方法書に対して審査会意見を出していくに当たり、どうすべきか。

(会長)

委員の意見は、一旦、預からせてもらいたい。

(専門委員)

3月20日の審査会の資料3の24。事業者見解で、「対象事業実施区域周辺を利用するイヌワシの採餌行動の特徴を把握できる調査体制を追加します。」とあるが、具体的な調査体制が提示されていない。見解を説明されたい。

今日配布の、猛禽類調査期間のイメージについて、パターンを3つ示されている。知事意見では、「行動圏、生息場所利用、行動様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間は実施すること」とあるところ、方法書の中では、1.5年間調査するとある。結論としてどうされるのか。1年目で繁殖が確認されたら、調査は1.5年で終了されるのか。

(事業者)

猛禽類の保護の進め方には、繁殖を成功した年を含む2年間と記載があり、1年目で繁殖を成功したデータが取れても、当該つがいの2年目の調査を行います。2営巣期と考えていたが、2年目のどのあたりまで調査すべきかは、気象状況を見ながらと考えていた。

まず、1年目で繁殖の成否を確認し、成功したときの行動の状況把握は不可欠と考えている。その上で、2年目のデータを取り始め、1年目の違いを把握する。極力2年間に近

いデータを取りたいと思っている。

(専門委員)

パターン1の場合は、調査を1.5年で止めるのかをお聞きしたい。

(事業者)

調査は、打切らない。継続する。通常であれば、12月から繁殖期になるが、次の夏までは継続したいと思っている。

パターン1の図は、誤解を招く書き方でした。訂正させてもらう。2年目の幼鳥の行動範囲については、継続して夏までくらはは当該ペアの状況を確認したい。

(専門委員)

方法書には1.5年と記載がある。今までの論議を踏まえて、クマタカの調査期間は、最終的には、どうされるのか。知事意見では、2年間調査しなさいとある。最終的な事業者の回答を聞きたい。

(事業者)

基本的には2年間の調査をしたいと考えているが、1年目の当該つがいの繁殖の状況と、その後の幼鳥を含めた状況を把握しながら、どの時期まで調査を継続すべきか、有識者の意見を聞きながら、必要な時期まで調査を継続したい。

(専門委員)

2年間調査するのか、しないのか。色々な状況、現地の調査結果を踏まえて、そうするのか。

(事業者)

基本的には、2年間をしたい。

(専門委員)

最低2年間調査するというだけでよいか。

(事業者)

そのとおりです。

(専門委員)

方法書に書かれていることとは違うが、2年間調査するというだけでよいか。

(事業者)

知事意見を踏まえて、そのように変更したい。

(専門委員)

調査地点の追加の件について、猛禽類も通常の水鳥もこの体制とのことだが、特に、猛禽類に関しては、4月、5月、9月、10月と方法書に記載されているが、調査期間、何日かの記載がない。

(事業者)

1回につき、3日間の調査を予定している。

(専門委員)

猛禽類のわたり調査は、春6日間、秋6日間ということですね。春と秋の渡り鳥調査地点視野図について、凡例がないからわからない。

(事業者)

凡例が抜けていた。緑色は地表が見える視野、紫色、青色は上空が見える視野の範囲になっている。

(専門委員)

視野範囲は、どれくらいか、何キロなのか。

(事業者)

視野範囲は、定点から、5キロメートルでとっている。

(専門委員)

5キロメートル先の猛禽類の調査は可能か。

(事業者)

可能と考えている。

(専門委員)

5キロメートル先の猛禽類が、見分けられるか。猛禽類の数と高度が、同定できるのか。

(事業者)

正確に種まで同定できるのは、3キロメートルくらいと思っている。一度捕捉したら5キロメートル位は見ていける。しかし、5キロメートル先のものの種の判別は困難である。

(専門委員)

この視野図は、調査に使えるものではない。全てが見えるという図になっている。追加された地点で、全てが見えるのか。

(事業者)

全ての種の判別など、網羅的に出せる範囲としては、3キロメートルを限界として示すべきであった。視野図については、もう一度、分析するが、現状で、既に視野をとれない範囲があり、レーダーを使用して、カバーしていきたい。

(専門委員)

レーダー1基でカバーできると考えているのか。

(事業者)

それで全て出来るとも考えていないが、移動観察を併用しながら、抜けの無いように調査したい。

(専門委員)

視野図で、追加されている5番、6番、7番は、谷底の林道だが、通常、渡りの調査地点として設定するものなのか。

(事業者)

小鳥の調査の場合は、尾根部に置く必要があるが、尾根部の現状は樹林で、調査地点を置くことができない。猛禽類調査としては下から見上げて、事業実施区域の上空を通過する猛禽類を調査する。

(専門委員)

知事意見にある十分なデータがとれる十分な体制と考えているのか。

(事業者)

出来る限り、定点でカバー出来ないところを、レーダーと移動観察を組合せ、知事意見に答えられるように調査をしていきたい。

(専門委員)

移動定点とは、どうゆうものか。

(事業者)

その日の気象状況などを見ながら、適宜移動しながら、より見やすい場所を探しながら調査をする。

(専門委員)

初めから定点とすればよいのではないか。

(事業者)

その日の気象状況により、観察されないときの対応として。

(専門委員)

どのような気象状況の時、定点を移動しなければならないのか。具体的に教えてください。

(事業者)

十分な視野がとれる地点がなくても、当日の風向等気象条件により、よく見える場所があれば、視野が狭くても、定点を補う地点として調査をしたい。

(専門委員)

知事意見書の中で、「渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握するよう、専門家等からの助言を踏まえ、天候による渡りの違いを把握できる調査回数、調査地点数、調査地点間の距離を確保する等適切な調査を行うこと。」とあり、雨天、ガスが出ている日、風が強い日における調査も可能か。

(事業者)

ガスが出る日は、目視では無理と考えている。最大限、レーダーでは、ガスの日でも飛翔のデータはとれる。それが現状出来る最大限の調査です。

(専門委員)

レーダーでは、どれくらいの距離まで捕捉できるのか。

(事業者)

当社では、エクスバンドのレーダーを使用しており、2、3キロメートルが精一杯であるが、昨年度から導入したエスバンドのレーダーだと、数キロメートルは捕捉できる。大型の海鳥などであれば、10キロメートルくらいまでデータとして捉えられる。

今回は、エスバンドのレーダーを使用したい。

(専門委員)

追加した定点では、知事意見にあるデータを取るのには困難な地点配置である。

尾根部に調査地点がないとされているが、それだけの事業を行うのであれば、この調査方法では、国民に説明できない。

資料2の7番。クマタカの調査についての事業者見解についても、「移動観察を実施することとし」とあるが、具体的にどうゆう意味か。

(事業者)

視野が広い場所は、定点として採用したいが、谷間で視野が狭いところでの、クマタカの通り道などでは、営巣地の直視は難しいが、その付近の出入りを間接的に観察できる場所があれば適宜、その場所を、気象状況に合わせて、補足的に移動観察する。

(専門委員)

視野は狭いが、観察地点を設けるということだが、そういう場所はあるのか。

(事業者)

林道等を歩きながら、適地を探していく。

(専門委員)

渡り調査の追加地点については、同時に12地点で調査されるということか。

(事業者)

12地点、同時ではない。この中から選択して実施する。

(専門委員)

12地点でも、困難と考えられるのに、一体どのような調査をされるのか。

(事業者)

この地域における、渡りの方向などの特徴を把握しながら、定点を取るべきとの意見があり、少しずつした定点で視野がとれるよう工夫し、設定したところ。

計画地上空は、網羅できるよう調査したい。

(専門委員)

それを議論するための審査会であるが、その具体的内容は言えないというのであれば、議論ができない。

(事業者)

示し方が悪かった。例えば4月でも、この調査方法を取れば、網羅できるという示し方をすべきであった。

(会長)

12 地点中、何点かで調査するとされたが、組み合わせていくと、全てを網羅するのか。いつかは調査するのか。

(事業者)

12 地点同時ではないが、6 地点の調査地点を配置して調査する。いつかの時点では、使う地点である。ただ、現時点での想定であり、調査を始めてからよりよい定点があれば適時変更する。

(専門委員)

12 地点でも、知事意見に沿う調査は難しいと思う。先の6 地点を基本にとの話であれば、十分に議論することができない。十分なデータが得られないものと判断する。

(委員)

この調査は、何年間するのか。調査の進捗により、実施体制を考え、進めるとのことだが、短期間で、実施体制を変えて出来るものなのか疑問に思う。5 年くらいかけるのなら、現地の判断をしながらもあるかもしれないが、2 年程度の計画で実質どれだけのデータがとれるのか。

(事業者)

猛禽類については、2 年間で想定している。それ以外の、動物相、植物相に関しては、基本1 年間で想定している。

(委員)

資料、猛禽類調査期間のイメージのパターン2 については、3 年間調査するという事ではないのか。

(事業者)

パターン2の場合は、3年間調査するイメージだが、現段階の調査計画では、2年間の調査を基本に考えている。

(委員)

資料、猛禽類調査期間のイメージのパターン3については、2年間で繁殖を確認できなかった場合は、調査を打切るということか。

(事業者)

パターン3の場合は、3年間調査すれば、繁殖成功するのかという保証もないため、有識者に相談し、得られたデータからの検討をお願いします。

(委員)

追加調査はせず、得られたデータから考えるということか。

(事業者)

アセスの手続きとしては、次は、準備書となるため、2年間のデータで、一端、その準備書での対応になると考えざるを得ない。ただ、当該つがいの繁殖状況を、必要に応じ観察することは考えている。実際に、意見を元に手続をしながら、継続的に当該つがいの動向を観察した例もあり、最終的な評価書の中で、例えば、繁殖したから、そのデータを元に再評価した事例も過去にある。

今、パターン3の場合に、調査の打ち切りを断言している訳ではない。

(会長)

本来なら、この後、審査会意見案、資料6の審議を行うところですが、現状の説明では、調査体制の面で、準備書に進める上では、説明が不十分であるとの意見があるので、対応案としては、もう1回審査会を行う案もあるが、既に3回目であり、十分に議論した結果が今回の資料である。スケジュールの上でも、4回目の審査会の開催は困難であり、今日中に審査会意見を求めたい。ただし、審査会意見を求めるに当たり、相当抵抗があると思う。しかし、これはアセスの手続きであり、ここで、放棄することもできない。何らかのかたちで審査会意見をまとめなければならない。

ここで適切にしておかないと、準備書の段階で門前払いとなるという親切な意見もあった。しかし、事業者のリスクで、審査会に臨まれているとの理解で、方法書に対する審査会意見をまとめる方に移りたいが、如何か。

(専門委員)

イヌワシの調査体制も決まってないのに、2年間と決まっているが、本当にそれでよい

のか。

審査会意見をまとめたとしても、このような抽象的な文章ではなく、知事意見が出るまでに具体的なかたちで出し、これに基づいた準備書になっているかを審査するかたちにしないと、根拠のないまま準備書が出てきても、評価できない。

手続としては、最低、具体的なものが提出されないことには、知事意見を出すのは無理だ。

(会長)

今の意見は、4回目の審査会をすることになるので、それは手続のなかで難しい。

審査会意見としては、ここを明らかにすることと具体的に指摘する以外には、方法がないと思う。

(事務局)

手続としては、知事意見の送付、公告が法律上、一般住民の意見が提出されてから90日以内となっており、具体の日としては6月28日までとなる。

(会長)

今までに、審査会を3回して、専門委員とも個別に2回して、事業者から出てきた見解に、専門委員が納得していない。開催できないこともないが、ここままで、判断せざるをえない。

今まで出された中で、判断し、審査会意見を出す。それしか方法がないと思う。

(専門委員)

抽象的なことしか書かれていないので、具体的な内容について、事業者も考える、本来用意すべきであったと見解を述べているので、それを審査するのではなく、イメージではなく、具体的に明確にしてもらう必要がある。それが無ければ、準備書の段階で、全くの行き違いになる可能性がある。2年間の調査なのですぐに始まるので、例えば、審査会意見の付帯決議で、いつまでに、具体的な調査計画書を提出すること、など方法があるのではないか。

(会長)

審査会ではないが、事業者に具体的な調査内容を出せとは言えないが、強く希望するという意見を付ける。

それを事務局として、報告の場を設けてもらう。

手続上は、6月28日までの知事意見書の提出が必要で、方法書手続は終わる。後は、事業者の御好意で、報告を聞く会を設けるというまとめでよいか。

(専門委員)

今回までの3回の審査会で、ほとんど改善されていない。
抽象的な内容を、具体的に調査範囲や調査配置などを、出してもらえればよい。

(会長)

本来なら、準備書の1回目で、それを審査すればよいところのもの。それを、今後早い段階で、具体的に説明をしてほしい。それに対し、事業者として、対応できるか。

(事業者)

2年間調査を実施して、準備書を審査会に出して、これでは駄目となるのは、事業者として事業を考えていくうえでも問題となることで避けたい。

この後、計画を提出することや、生き物のことは実際に調査しながらでないといけないこともある。

できることであれば、調査の経過や、その時の調査方針の変更についても、事業者から、適時、報告する、その報告の場をもたせてもらいたい。

(会長)

事業者が、個別に対応するのではなく、審査会の委員が関心を持っていることから、少なくとも、一度、今日の審査会での意見に対しての報告会を開催することでいかがか。

(事務局)

承知しました。

(会長)

では、審査会意見をまとめたい。

審査会意見は、今日ここまでの議論を踏まえてまとめ、不十分なことについては指摘する。

(事務局)

資料6。滋賀県環境影響評価審査会意見(案)を示した。議論を踏まえ案について、意見をお願いします。(資料6を説明)

(会長)

委員の意見をお願いします。

個別的事項、5番の文化財・伝承文化では、事業者は項目選定を行わないとの説明であ

ったがどうか。

(委員)

どのような調査をされているか不明な状況で、項目選定をされていないのはどう捉えればよいかわからない。重要性はないと判断されているのか。

(会長)

文献調査やヒアリングはされる。もし、出てきたら、項目選定はされるが、現在のところ、出てくることは見込まれていない。

(委員)

調査の中で、出てきたら、項目選定をしてもらいたい。現段階の調査は少ないので、もう少し調査をされたら、何か出てくると思う。

(会長)

埋蔵文化財包蔵地（栃ノ木砦遺跡）の例もあることから、調査を行い、必要に応じて項目選定することでよいか。

(委員)

埋蔵文化財包蔵地（栃ノ木砦遺跡）もあり、北國街道が通っていて、歴史がない地域ではない。

(委員)

個別的事項、2番の(1)水環境（水質）について、事務局案と資料5の1番の事業者見解にずれがある。

資料5の1番の琵琶湖保全再生課の意見で、調査時の現地写真の撮影に対し、事業者見解では、「調査時に加えさらに、日ごろの河川の様子や降雨時の河川の様子を写真撮影し、状況を確認していく中で降雨時調査をする」とあるので、修正案としては「…漁場環境、水産資源および農業への影響が懸念される。そのため、水環境の調査すべき項目に透視度の追加、さらに、濁水の発生状況を把握するため、適宜、河川の現地写真撮影等を取り入れることにより、降雨時の影響評価が可能となるような十分な調査頻度の確保を検討すること。」とすれば、今日の意見を反映していると思う。

(会長)

事務局よろしいか。

(関係課 (琵琶湖保全再生課))

資料5の1番の琵琶湖保全再生課の「降雨時の調査頻度の十分な確保の検討」との意見に対し、「降雨時の河川の様子を写真撮影する」と見解を示されている。

11番の湖北環境事務所の同様の意見に対しての事業者見解では、「1降雨時に複数回調査を実施する」とされており、矛盾がみられるため、1番の見解でも、「降雨時に調査する」との見解は残してもらえるか。

(事務局)

はい。

(専門委員)

個別的事項、(2)動物(鳥類)について。「対象事業実施区域はイヌワシの行動圏に含まれるとともに、クマタカも複数のつがいが周辺に生息している可能性がある」の可能性については、イヌワシの行動圏についてと、クマタカの生息について双方の可能性を意味しているのか、確認です。

(事務局)

双方の可能性を意味している。

(専門委員)

「行動圏、生息場所利用、行動様式について」、行動様式の後に「等」を追加してください。「特にイヌワシについては、」は、「特に」を削除し、「より正確な調査を実施するためには、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、調査対象地域の拡大、調査地点数の追加、調査地点間の適正な距離等を確保するよう見直しを行うこと。」としていただきたい。

「この地域における渡りの時期」の後に、「種の同定」を加える。「天候による渡りの違いを把握できる」の後に、「方法書記載よりも」を加え、調査回数の追加、調査地点数の追加とし、「レーダーによる調査を検討すること」は、事業者の説明のとおり、「レーダーによる調査をすること」に改める。

(専門委員)

全般的事項の(5)の、「大なる影響を回避または十分に低減できない場合には、事業計画の抜本的な見直しを検討すること」について、配慮書の知事意見の際には、「本事業の取り止めも含めた」の文が入っているが、その違いは何か。

(事務局)

抜本的な見直しの手法の一つであるが、審査会の場では、事業の可否について判断しない、と運営方針において定めているためです。

(専門委員)

その確認を最初にしておくこと。

個別的事項(2)動物(鳥類)のところ。「繁殖期を含む年間にわたる調査を、最低2年間は実施すること」で終わっているが、「実施することとし、イヌワシについては、本事業による伐採後の影響を当該地域に生息するイヌワシの生態調査結果に基づき、的確に予測および評価を行うとともに、クマタカについては、改変がクマタカの生息、繁殖に及ぼす影響を行動圏、内部構造の機能面から的確に予測および評価を行うこと」と何のために調査をするのかをきっちりと押さえた記載としたい。

(事務局)

修正します。

(会長)

ほかはいかがか。審査会意見については、審査会で出た意見を元に修文し、発言された委員には確認したいと思う。

(事務局)

承知しました。

(会長)

報告会については、議事録で担保することとしたい。早急に、こういう報告会をしていただくことを議事録にきちんと残す。

(事務局)

報告会の時期については、次は、準備書となるため、方法書の知事意見の送付時期の前か後かについての確認です。

(会長)

委員の意見を考えると知事意見を出す前だが、実質的な効力を考慮すると、少々、遅れても、きちんとした報告であればよい。ただ、なるべく早い方がよい。7月中でのイメージと思う。いかがか。

(専門委員)

拘束力はない。事業者の抽象的なものを具体的なものにする。準備書が出てきた段階において、評価するためのもととなるもの、善意に委ねるものと思う。今日の回答を具体的に形にし、行き違いがないようにするためのもの。きっちりとしたものにしていただきたい。審査するものでもなく、その時点で評価するものでもない。あくまでも報告していただくものとする。

(会長)

では、7月中位を目途に開いていただきたい。

(事務局)

承知しました。委員の日程を調整させていただく。

(会長)

別の案件はあるのか。

(事務局)

相談を受けている案件はあるが、秋口の手続となる。

(会長)

では、審査会委員を集め、報告会というかたちで、それだけのために開催していただいた方がよいと思う。

(事務局)

承知しました。

(会長)

本日の議題は以上です。

(事務局)

最後に念のための確認です。事業者の方、報告会について7月でよいでしょうか。

(事業者)

了解しました。